

アメリカの年金制度

2008年4月
人事院生涯設計課

項目	国家公務員	民間被用者
年金制度の体系	<p>1984年以後の採用者 1983年12月31日以前の採用者</p> <p>TSP: Thrift Saving Plan OASDI: Old-Age, Survivors and Disability Insurance</p>	
適用制度	<p>① 社会保障年金 (OASDI) + 連邦職員基本年金 (FERS) + 積立貯蓄 (TSP) (1984年1月1日以降の採用者)</p> <p>② 公務員退職年金 (CSRS) (1983年12月31日以前の採用者) ・ OASDI には加入していない</p> <p>加入者比率は① : ② = 68 % : 32% (2003年)。受給者の多くは②。</p>	<p>社会保障年金 (OASDI) + 企業年金 OASDI は就業者の 95 % に適用されている。確定給付・賦課方式の年金。一定以上の所得のある者は強制加入</p>
企業年金		<p>確定給付型、確定拠出型などいくつかの種類がある。401K は確定拠出型の代表例。企業年金の普及率は、約 50 %。</p>
保険料率 (基本給に対する率)	<p>○ 社会保障年金 (OASDI) 12.4% (労使折半) 給与の上限は年 102,000 ドル (2008年)。</p> <p>○ 連邦職員基本年金 FERS (積立式) 職員 0.8 % (残りは雇用主としての国が負担し、拠出率は 10.7%) (FERS + OASDI で 7 % が職員負担となり CSRS の負担分と同じとなる)。</p> <p>○ 公務員退職年金 CSRS (非積立式) 職員 7.0 %、国 7.0 % (不足分は国庫負担)</p> <p>○ 企業年金 企業年金ごとに異なる (企業のみが負担するもの、企業と従業員が負担するものがある。)</p>	

<p>年金支給 開始年齢</p>	<p>○ 社会保障年金 生年により支給開始年齢が異なる (2027年までに段階的に67歳に引上げ) 例) 1942年生まれ : 65歳10ヵ月 1943～54年生まれ : 66歳 最も早い年金支給年齢は62歳、 ただし、早く受給した場合、減額される。 受給資格は加入10年。</p> <p>○ FERS:連邦職員基本年金 満額年金を受け取るためには以下の 3つのうちのいずれかに該当する必要 がある。 (1) 30年以上の勤続で一定年齢に達 していること。(1952年生まれの場 合、55歳10ヵ月。2027年までに段 階的に57歳に引上げ) (2) 60歳で20年の勤務年数 (3) 62歳で5年の勤務年数 早期退職(非自発的な退職)につい ては、20年勤務していれば50歳から、 25年以上勤務なら何歳からでも受給 可能。</p> <p>○ CSRS:公務員退職年金 55歳 (30年以上勤続の場合) 60歳で20年以上、62歳で5年以上 の勤務年数があれば満額の年金を受給 できる。</p>	<p>○ 企業年金 制度によって異なるが、65歳を超 える支給開始年齢を設定することはで きず、55歳～65歳の間に設定される ことが多い。</p>
<p>年金額</p>	<p>○ 社会保障年金 給付水準は、労働者平均賃金の約50%を目標。 受給者の平均月額(報酬比例)、2007年) 単身1,049ドル(約11万円)、夫婦1,716ドル(約18万円) (1ドル=105円)</p> <p>年金算出式 = $0.9A + 0.32B + 0.15C$ (2008年) A:スライド済み平均賃金の\$711までの分 B:同\$711～4288までの分 C:同\$4288以上の分(上限は\$8,200) 年金額の賃金代替率は、低所得者に有利。</p> <p>○ FERS : 連邦職員基本年金 算出式 : 最も高い連続する3年間の 平均給与(基本給) × 1% × 勤続年数 勤続20年以上かつ62歳以上である場 合は、乗率は1%ではなく1.1%と なる。 62歳以降の年金については物価ス ライドあり。</p> <p>※ 特別退職補助給付 FERS 基礎給付の受給資格を満た</p>	

	<p>した者が退職した場合であって、当該者が 62 歳未満である場合は、社会保障年金が受給できる 62 歳まで FERS から相当額が支給される。具体的には、人事管理庁が算出した 62 歳時点で受給可能な社会保障給付額 × 在職期間 ÷ 40 で求められる。</p> <p>○ CSRS:公務員退職年金 最高となる 3 年間の平均給与（基本給）に勤務年数に応じ次の乗率を掛けた額。</p> <table border="0"> <tr> <td>勤続 5 年まで</td> <td>1 年につき 1.5%</td> </tr> <tr> <td>6 ~ 10 年</td> <td>1.75%</td> </tr> <tr> <td>10 年以上</td> <td>2%</td> </tr> </table> <p>ただし、勤務年数 40 年を限度とするため、上限は 76.25 % となる。 物価スライドあり。</p>	勤続 5 年まで	1 年につき 1.5%	6 ~ 10 年	1.75%	10 年以上	2%	
勤続 5 年まで	1 年につき 1.5%							
6 ~ 10 年	1.75%							
10 年以上	2%							
<p>定年年齢</p>	<p>なし (原則年齢による差別禁止、航空管制官等の例外あり。)</p>							
<p>退職一時金制度</p>	<p>退職一時金制度はない。 積立貯蓄 (TSP) では、積立額を年金又は一時金として受け取ることができる。積立貯蓄は、職員の拠出 (所得控除あり) 及び国側の拠出を原資として、職員本人の選択により投資先を決め、原資 + 運用損益を積み立てていくもの。 職員の拠出額には制限はない。 一方、国側は職員の拠出の有無にかかわらず、給与の 1 % 分を自動的に拠出。職員が拠出する場合、給与の 3 % 分までは職員の拠出 1 ドルに対して 1 ドルを、3 % ~ 5 % までは拠出 1 ドルに対して 0.5 ドルを拠出。5 % を超える拠出に対しては拠出なし。したがって、国の拠出の上限は 1 % (自動拠出) + 3 % + 1 % = 5 % となる。</p> <p>なお、CSRS の場合、国からの拠出はないが、職員は TSP に拠出し、投資先を選択することは可能。</p>	<p>一般的には退職金はないが、企業によっては存在している。</p>						
<p>年金水準の官民比較</p>	<p>GAO (会計検査院) や CBO (議会予算局) が 1990 年代後半に行ったモデルを利用した試算があり、概ね FERS は民間より高く、CSRS は高い場合と低い場合があるとの結果となっている。この試算に対しては、仮定の置き方、対象企業の取り方などにより結果が異なるとの意見がある。</p>							